

米国におけるIFRS導入に関する進捗報告書の概要

有限責任監査法人トーマツ

IFRS・オファリングサービス(東京センター)

IFRSセンターオブエクセレンス(東京)

岩崎 伸哉・吉村 健一

1. 概要

2010年10月29日、米国証券取引委員会(SEC)の主任会計士局(Office of Chief Accountant)および企業財務部(Division of Corporation Finance)はⁱ、米国企業への国際財務報告基準(IFRS)の導入についての検討に関する進捗報告書ⁱⁱ(以下、進捗報告書という)を公表した。進捗報告書は、2010年2月の声明ⁱⁱⁱに併せて公表された米国企業を対象としたIFRS導入についての作業計画(以下、作業計画という)^{iv}に沿った検討の現状を説明するものであり、今回が作業計画公表後の初回の進捗報告となる。本稿では進捗報告書の概要を説明するが、文中意見にわたる部分は私見である。

SECの職員によるIFRSの導入に関する検討作業は2011年に向けて進行中であることから、進捗報告書ではIFRSの導入判断や時期・方法について確定的な最終判断を示すものではなく、作業計画に示された次表の6分野について、検討状況と一定の現状認識を示す内容となっている。

(表1: SECの作業計画に示された6分野)

米国財務報告体系へのIFRS導入を行うか否かについての決定に最も関連性が高い分野	
1.	IFRSの十分な開発と適用 (<i>Sufficient development and application of IFRS for the U.S. domestic reporting system</i>)
2	投資家の利益のための独立した基準設定 (<i>The independence of standard setting for the benefit of investors</i>)
IFRSを導入する場合に、その範囲・時期・方法等の検討に関連する分野	
3	IFRSに関する投資家の理解と教育 (<i>Investor understanding and education regarding IFRS</i>)
4	規制環境 (<i>Examination of the U.S. regulatory environment that would be affected by a change in accounting standards</i>)
5	発行体(企業)へのインパクト (<i>The impact on issuers, both large and small, including changes to accounting systems, changes to contractual arrangements, corporate governance considerations, and litigation considerations</i>)
6	人的資源の準備状況 (<i>Human capital readiness</i>)

まず、進捗報告書において本邦の関係者が着目する価値がある点を挙げておきたい。

- 本邦企業については既に米国 SEC 向けの報告を IFRS により実施することが認められているうえ、本邦でも一定要件を満たす企業が連結財務諸表作成に指定国際会計基準を任意に用いることが既に制度化されている。一方、本邦における IFRS の強制適用の判断に米国の動向が影響する可能性があるという観点からは、米国における検討状況を把握する意義がある。進捗報告書はこの検討状況を可視化することを一つの目的としており、米国の動向把握に有用である。
- 進捗報告書は、特に IFRS の十分な開発と適用については、予定されていたとおり 2011 年まで検討が終了することはないとしている一方、これまで相当の時間と労力を投資して SEC が本件について検討を行い、作業を進捗させたことを示している。このような SEC のスタンスと検討内容を改めて確認しておくことは、米国の IFRS に関する取組みの理解にとって重要であるほか、本邦における制度化のアプローチおよび本邦企業の米国現地法人における IFRS 対応上参考となる要素を含んでいる。
- 進捗報告書では、諸外国の例に触れながら、IFRS を無条件に米国企業が用いることの米国法制上の制約および負荷などの存在を指摘しつつ、コンバージェンス方式またはエンドースメント方式による IFRS の導入アプローチを示唆している部分を含んでいる。この点が今後の検討においてどのように具体化されていくのか特に注目される。

以下、表 1 に示した分野毎に進捗報告書の概要を説明する^{vi}。

2. IFRS の十分な開発と適用

この分野については、IFRS が単一の高品質なグローバル会計基準であるか否かを評価するため、作業計画では 3 つの要素 (IFRS の包括性、IFRS の監査・エンフォースメント可能性、国内・国際的な比較可能性) を、基準書の文言と実際の適用の両面から検討するとされていた。その具体的手法は、会計基準の比較、関係者へのアウトリーチ、米国外の規制当局の経験の調査、IFRS に基づき作成された財務諸表のレビューによるとされていた。進捗報告書では、各要素についての SEC 職員の取組みが次表のように説明されている。

(表 2: IFRS の十分な開発と適用のための SEC 職員の取組み)

IFRS の包括性 <i>(the comprehensiveness of IFRS)</i>	IFRS と米国会計基準の比較によって、IFRS の導入によるガイダンスの増減程度および財務報告の改善程度、並びに存在しないガイダンスについての実務対応の態様の検討。なお、会計基準の比較については、MoU に基づく分野については IFRS が条件を満たすものとなることを一応の前提としており、MoU 対象外項目が比較の焦点となっているが、MoU 項目については別途モニタリングするとされている
--	--

IFRS の監査・エンフォースメント可能性 <i>(The auditability and enforceability of IFRS)</i>	IFRS の適用に関し、監査および規制当局が直面する課題、米国や米国外でのエラーの修正および会計に関連した当局による措置の傾向、並びに監査人・証券訴訟当事者・当局がどのように課題に対応したかについての分析を継続中
国内および国際的な比較可能性 <i>(The comparability of IFRS financial statements within and across jurisdictions)</i>	他国における IFRS 導入手法の分析、IFRS で作成された財務報告書のレビューおよび海外の規制当局の認識の検討、解釈指針が存在する場合にそれが比較可能性に与える影響の分析、比較可能性を確保するための監査および規制当局によるプロセスの理解と評価、どの分野の比較可能性が最も重要であり減少した比較可能性にどのように対処したかについての関係者の見解の把握

進捗報告書は、こうした検討を経た SEC 職員による初期的な把握事項(preliminary observation)として次表の 3 点を挙げている。

(表 3: 初期的な把握事項-IFRS の十分な開発と適用)

IFRS の導入アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界の主要国について実施した調査では、太宗は上場企業について IFRS を全面的または部分的に導入するものであった。 ● 調査の結果、大きく分けると IFRS の導入には 2 つのアプローチによっていた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際会計基準審議会 (IASB) によって公表された IFRS をそのまま使用するアプローチ 最も純粋な IFRS の適用手法であるが、大規模国でこの方法を採用しているのはごく少数と認識された。この方法が多くの国・地域に用いられた場合には IFRS が最も一貫して適用されるアプローチとなるが、国・地域の当局・基準設定主体による投資家保護の権限・責任がグローバルな民間セクターへ委譲される程度の拡大を招く結果となる。 ➢ 自国による導入プロセスを経て IFRS を使用するアプローチ このアプローチを採用する国では、自国基準と IFRS のコンバージェンスを行う(コンバージェンス・アプローチ)国と個別に IFRS の基準書を承認する仕組みを持つ(エンドースメント・アプローチ)国があり、多くの国では後者を採用している。また IFRS の全面適用を目標としつつ、独自の調整や異なるタイミングでの適用を実施している場合もある。
自国の会計基準設定主体の役割	IFRS 導入後の各国の会計基準設定団体の役割として、各国での個別の IFRS の導入、自国基準と IFRS とのコンバージェンスの推進、各国固有の解釈指針の開発、IASB とのコミュニケーションの促進、自国の規制当局への助言、および非上場企業のための会計基準の設定などの役割が、IFRS 導入後も継続しうるとしている。

3. 投資家の利益のための独立した基準設定

作業計画は、IFRS が単一の高品質なグローバル会計基準であるか否かを評価するために、4 要素 (IFRS 財団 (IFRS Foundation) の監督、IFRS 財団と IASB の構成、IFRS 財団の資金調達、IASB における基準設定プロセス) を検討するとしていた。進捗報告書に示された各要素についての検討状況は、次表のとおりである。

(表 4: 独立した基準設定に関する SEC 職員の検討状況)

IFRS 財団の監督 (oversight of the IFRS Foundation)	モニタリング・ボードのガバナンスおよび会議についての資料の検討。また、モニタリング・ボードによるガバナンス・レビュー結果の検討、関係者の見解を分析
IFRS 財団と IASB の構成 (Composition of the IFRS Foundation and the IASB)	財団と IASB のガバナンス文書の分析を中心にモニタリング・ボードによるガバナンス・レビューの結果を検討。また、関係者の見解を分析
IFRS 財団の資金調達 (Funding of the IFRS Foundation)	財団評議員の資金調達努力における 4 原則の評価、財団と IASB の資金調達方法の分析、米国からの財団および IASB への出資幅の可能性の検討
IASB における基準設定プロセス (IASB standard-setting process)	IASB の規則・手続とその遵守状況の検討を中心にモニタリング・ボードによるガバナンス・レビューの結果を検討。また、関係者の見解の分析と IASB の基準開発に対するモニタリングを実施

進捗報告書は、こうした検討を経て、初期的に把握された事項として、次の 4 点を説明している。

(表 5: 初期的な把握事項-投資家の利益のための独立した基準設定)

現状の IFRS 財団資金調達モデル	<ul style="list-style-type: none"> ● 財団は GDP 比で各国から資金を得ることを適当とする原則を有するが、資金を得る強制力を有していない ● 財団の長期資金計画は現状では未達成で、2010 年度は資金不足となる可能性がある ● 会計事務所からの資金拠出が約 1/3、最大拠出国が米国 (主として大企業による自発的拠出)、次が日本の順
他国・地域における IFRS 財団への資金拠出モデル	<ul style="list-style-type: none"> ● 各国における IFRS 財団への資金拠出は複数の異なる方法によっており、当局、証券取引所、または各国の会計基準設定団体からの拠出である場合 (源泉が上場企業への法令に基づく課金や自発的拠出に基づくものもある)、民間からの自発的拠出の場合などもあり多様
米国財務会計基準審議会 (FASB) への資金拠出	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国企業改革法に基づく FASB の地位と資金調達の仕組みについて整理

次のステップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状では、財団と IASB は米国企業改革法の要件(例: 基準決定を多数決で行う。基準設定団体の資金は SEC 登録企業に課金されるアカウンティング・フィーによって調達され、予算を毎年 SEC のレビューを受ける)を満たしていない点もあり、今後、米国での立法経緯も踏まえ、米国からの可能性のある資金拠出方法について更なる分析を行う
--------	---

4. IFRS に関する投資家の理解と教育

作業計画では、米国投資家の IFRS についての知識の現状と IFRS 導入への準備についての調査、および、投資家グループからの会計基準の変化についての投資家教育の態様と適時性についての情報収集、などを行うことで、IFRS 導入前に投資家が十分な知識を得るための必要な方法を検討することとしていた。このため、本年 8 月に意見募集を行い(コメント期限: 同年 10 月 18 日)、SEC 職員が現在も入手した意見について分析を進めているほか、追加的なアウトリーチを行うかどうかを検討する予定である。

進捗報告書では、SEC 職員の得ている最初の段階のフィードバックとして、米国の投資家の理解と教育が開始されている点が説明されるにとどまっている。

5. 規制環境

米国企業は SEC への財務諸表の提出に加え、それ以外の様々な目的のために財務諸表を提出している。なかでも SEC 以外の規制当局などが米国会計基準で作成された財務情報を利用する例があるため、SEC は IFRS への移行が規制環境に与える影響について、6 要素(SEC の任務達成方法、各業界の規制当局、連邦税・州税への影響、監査への規制と監査基準の設定、ブローカー・ディーラーおよび投資会社の財務報告、非公開会社)について SEC 職員が検討を行っている。

SEC 職員の検討は主として影響が生じる関係者へのアウトリーチにより実施されており、関係当局との協議は 2011 年にかけて継続されることになっている。進捗報告書は、現在までの活動で SEC 職員が把握した多数の規制当局に共通する懸念および見解として、米国における法律・契約文書・規制およびガイドラインなどが米国会計基準に言及しているため、米国会計基準として IFRS が導入されるのであれば多数の重要な課題が解消される可能性があるという考えを指摘している。進捗報告書に示された項目毎の実施事項と結果は次表のとおりである。

(表 6: 項目毎の検討事項と結果)

SEC の任務達成方法 <i>(manner in which the SEC fulfills its mission)</i>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外の当局のフィードバックを分析中。また、SEC 規則における米国会計基準への既存のリファレンスについて最初の調査を実施。この調査および IFRS の導入方法次第で、全ての米国会計基準へのリファレンスをカタログ化・更新することが必要となると SEC 職員は考えている。
各業界の規制当局	<ul style="list-style-type: none"> ● 規制当局に対するアウトリーチ活動を実施し、IFRS 移行の影響について各規制当局の意見を聴取し、その結果の評価を実施

<p><i>(industry regulators)</i></p>	<p>している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「単一の高品質なグローバル会計基準」については幅広い支持があるが、次のようなフィードバックがあった <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多くの規制当局が、その規則などで米国会計基準の使用を要求しており、米国の財務報告体系への IFRS の導入方法が各当局に必要とされる取り組みの程度を決める重要な要素となる。 ➢ 懸念としては、現在米国会計基準で作成されている財務分析値や基準値を分析し修正することに多大な労力が必要となる可能性がある。たとえば、監督対象により異なる会計基準が使われる場合に、複数の会計基準に対応するためのシステムの開発などの必要性が生じる。 ➢ 別の懸念として、国際機関である IASB への影響力が低下するように受け止められている点、業種固有の会計基準・ガイダンスが IFRS には存在しない点、などが挙げられている。
<p>連邦税および州税への影響 <i>(Federal and state tax impacts)</i></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 内国歳入庁(IRS)および財務省(Department of the Treasury)と複数面談を実施。両者は影響を検討中であるが、現時点で、1) 後入先出法(LIFO)の税務での利用可能性、2) IFRS 移行の過程で会計方針が変化する場合、米国税務上の会計方法の変化に該当するかどうか、3) 米国税務における課税所得計算の変化、4) 移転価格に関する方針・文書への影響、の4つの事項の影響が大きいものとみて焦点をあてている。両者は、他の当局と同様、IFRS の導入方法が重要となる点を強調し、米国会計基準として IFRS が導入されることにより対応負荷が減少するものとしている。 ● 州の課税当局の代表へのアウトリーチは今後実施する予定。
<p>監査への規制と監査基準の設定 <i>(Audit regulation and standard setting)</i></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公開会社会計監視委員会(PCAOB)職員などの議論を継続し、必要となる監査基準の更新の程度などの影響を把握する予定
<p>ブローカー・ディーラーおよび投資会社の財務報告 <i>(Broker-dealer and investment company reporting)</i></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関・団体へのアウトリーチ活動を実施し、両業種に関連する IFRS と米国会計基準の差異とその影響などを把握・検討する予定
<p>非公開会社 <i>(Public versus private companies)</i></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に実施された非公開会社向用の会計基準についての研究の検討を行っており、関係団体からの意見聴取や米国外での対応の検討も行う。

6. 発行体(企業)へのインパクト

IFRS への移行は財務報告書の作成者である企業に大きな影響を与えるため、SEC 職員は IFRS への移行に必要となるコスト、労力、および時間の検討並びに移行によるベネフィットが対応するコストを上回るか否かの検討を行っている。具体的には1)会計システム、内部統制、手続、2)契約、3)コーポレート・ガバナンス、4)訴訟に関する不確実性の会計処理、および、5)小規模企業が検討項目となっている。進捗報告書に示された項目毎の検討状況は次のとおりであった。

(表 7: 項目毎の検討の進捗状況 - 企業へのインパクト)

<p>会計システム、内部統制、手続 (<i>accounting systems, controls, and procedures</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 上の「IFRS の十分な開発と適用」の箇所では触れられているとおり、非 MoU 項目を中心に SEC 職員は会計基準の比較を進めているが、これが完了したところで、会計システム・内部統制・手続を変更するために必要な程度・準備・時間などを見積もることを計画 ● これまでの企業とのディスカッションでは、会計処理変更の要請とその内部プロセスへの影響は企業により大きく異なることと SEC 職員は理解している。米国外で IFRS を適用している子会社を有する多国籍企業においても、各地での IFRS 適用が一貫性に欠けるものではないことを検討する必要性が存在する可能性を指摘 ● SEC 職員は、IFRS 導入に要する時間と労力について関係者からの意見募集を予定しており、MoU 項目の適用日と移行方法に関する FASB のディスカッション・ペーパーへの意見と併せて検討するほか、IFRS 導入国の関係者にアウトリーチ活動を行う予定
<p>契約 (<i>contractual arrangements</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010 年 8 月にコメント募集を行い、影響を受ける契約の種類、想定される対応、影響緩和の方法と必要な時間について関係者の意見を聴取した(コメント期限: 同年 10 月 18 日)。現在、SEC 職員はコメントの分析中 ● 今後、追加的な意見募集の内容の決定、必要に応じ関係者との面談などを実施する可能性あり
<p>コーポレート・ガバナンス (<i>corporate governance</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010 年 8 月にコメント募集を行い、影響を受ける契約の種類、想定される対応、影響緩和の方法と必要な時間について関係者の意見を聴取した(コメント期限は 10 月 18 日に終了)。現在、SEC 職員はコメントの分析中 ● 今後、追加的な意見募集の内容の決定、関係者との面談などを実施する可能性あり
<p>訴訟に関する不確実性の会計処理 (<i>accounting for litigation contingencies</i>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● FASB の偶発損失に関する開示についてのプロジェクトと IASB の IAS 第 37 号改訂プロジェクトをフォローすることで、IFRS と米国基準の差異への影響を追跡。また、それぞれのプロジェクトに関するコメント・レターをレビューしており、これにより関係者の意見の違いを把握するほか、関係者との面談などを今後実施する可能性あり

小規模企業 <i>(smaller issuers versus larger issuers)</i>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行体の規模に応じた IFRS の導入の影響についての理解の獲得を継続 ● 米国外における規模に応じた移行方法を把握し、同様の方法が米国での導入に利用可能かどうか SEC の判断材料を収集
--	---

7. 人的資源の準備状況

作業計画は利害関係者の IFRS に関する教育・トレーニングおよび監査人の対応能力の評価を含んでいた。

進捗報告書では、この評価は作業計画の更なる進展を待って実施することが最も効果的となるという SEC 職員の現在の見方を紹介している。このため、この分野については今後検討が本格化させ、関係者、学界、規模の態様な会計事務所などを調査すると同時に、米国外からも情報を集めるものとしている。

8. おわりに

進捗報告書は、作業計画公表時に 2010 年 10 月までに初回の報告を行うとしていたことに伴うものであり、今後も作業計画の完了まで進捗状況についての報告が継続される予定である。このため、今後、米国会計基準と IFRS のコンバージェンスが前進する中で、SEC 職員による検討がどう深化・進捗するのか次回報告が注目される。

以上

ⁱ 当該報告書において表明されているのは SEC 職員の見解であり、SEC としての正式な見解を表明するものではないという位置づけとなっている。

ⁱⁱ Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers – Progress Report (October 29, 2010)。全文は次のリンク先 (<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/workplanprogress102910.pdf>) を参照

ⁱⁱⁱ 「コンバージェンスとグローバルな会計基準への支持声明」(Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards : Release Nos. 33-9109 ; 34-61578。全文は次のリンク先 (<http://www.sec.gov/rules/other/2010/33-9109.pdf>) を参照。

^{iv} 「米国企業を対象とする財務報告制度への IFRS 導入を考察するための作業計画」(Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers)。全文は脚注 iii のリンク先参照。

^v 平成 21 年 6 月 30 日に企業会計審議会により公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」では、強制適用の判断要素として、「世界最大の資本市場国である米国において IFRS が米国企業に強制適用されるか否かも、重要な判断材料になると考えられる」としている。

^{vi} 進捗報告書の構成も、背景を説明した後、各分野における検討状況を説明するものとなっている。